

○ 「測量作業規程について」(平成9年7月3日付け9構改D第463号農林水産省構造改善局長通知)【正誤表】

(下線部は改正部分)

正					誤				
第2編 基準点測量 第1章 通則 [略]					第2編 基準点測量 第1章 通則 [略]				
第2章 基準点測量 第1節 要旨 (要旨) 第20条～(既知点の種類等) 第21条 [略]					第2章 基準点測量 第1節 要旨 (要旨) 第20条～(既知点の種類等) 第21条 [略]				
(基準点測量の方式)					(基準点測量の方式)				
第22条 [略]					第22条 [略]				
2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。									
区分 項目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量				
結合 多 角 方 式	1個の多角網 における既知 点 数	$2 + \frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上					
		電子基準点のみを既知点とする場合は3点以上と する。			—				
	単位多角形の 辺 数	10辺以下	12辺以下	—	—				
		5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)				
	路線の辺数	伐採樹木及び地形の状況等によ っては、計画機関の承認を得て辺 数を増やすことができる。							
		250m以上	150m以上	70m以上	20m以上				
	節点間の距離	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)				
		G N S S 検量機を使用する場合 は5km以下とする。ただし、電子 基準点のみを既知点とする場合は この限りでない。		電子基準点のみを既知点とす る場合はこの限 りでない。					
	偏心距離の 制 限	$e \leq S / 6$ S : 測点間距離 e : 偏心距離							
		電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点 間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離 は、この式によらず100m以内を標準とする。			—				
路線図形	多角網の外周路線に属する新点 は、外周路線に属する隣接既知点 を結ぶ直線から外側40°以下の地 域内に選点するものとし、路線の 中の夾角は、60°以上とする。ただ し、地形の状況等によりやむを得 ないときは、この限りでない。			同 左 50°以下	同 左 60°以上				
	平均次数		—	簡易水平網平均計算を行う場 合は平均次数を2次までとする。					

正				誤											
備 考		1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができます。		備 考		1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができます。									
3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。															
3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。															
区分 項目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量										
単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。				単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。							
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 (20辺以下)		路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 (20辺以下)				
	新点の数	2点以下	3点以下	—	—		新点の数	2点以下	3点以下	—	—				
	路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下 (1km以下)		路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下 (1km以下)				
	路線図形	電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。					路線図形	電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。							
	準用規定	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。					準用規定	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ないときは、この限りでない。							
備 考		4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができます。				備 考		4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点及び電子基準点付属標を既知点とし、かつ、第34条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができます。							
(工程別作業区分及び順序) 第23条 [略]				(工程別作業区分及び順序) 第23条 [略]											
第2節 作業計画～第8節 成果等の整理 [略]				第2節 作業計画～第8節 成果等の整理 [略]											
第3章 レベル等による水準測量～第5章 復旧測量 [略]				第3章 レベル等による水準測量～第5章 復旧測量 [略]											